

## 「SGEC認証材活用制度基本協定調印式」

鳥取県中部森林組合と倉吉信用金庫、そして鳥取中央農業協同組合は、平成27年9月1日(火)午後1時30分より、倉吉市大原の鳥取県中部森林組合においてSGEC認証材活用制度基本協定調印式を行いました。

この取組みは、鳥取県中部森林組合が鳥取県中部に本店を置く金融機関に働きかけたもので、SGEC認証材を使用し住宅の新築・購入及び増改築を行う際、金融機関で住宅ローンの融資を受ける際に金利面でも優遇を受けるというもの(詳しくはチラシをご覧ください)。

鳥取県中部森林組合は2011年から14年にかけて森林組合の組合員から長期の施業委託を受けている約21,700haの森林においてSGEC森林認証を取得し、その活用を図っている。

SGEC森林認証とは、独立した第三者の審査機関である「緑の循環認証会議」が、一定の基準等を基に適切かつ持続可能な森林経営が行われている森林を認証しているものである。

今回、県中部に本店を置く二つの金融機関と連携を図ることでSGEC認証材の普及啓発や地球温暖化防止などの環境保全にもつなげる考えである。

調印式では、小川組合長、谷岡理事長、福山組合長の3人が協定書に署名し、林業や県中部の振興を目指して握手を交わした。

福山組合長は、「県内でもトップクラスを誇る中部農業は、豊かな山林、そしてそこから流れる水に支えられている。この協定を契機にSGEC認証材の豊かな利用促進に繋がることを期待する」と述べました。